

3. 福岡空港の概要

3) 補償費

歴史的な経緯

福岡空港は、昭和19年2月に旧陸軍によって席田飛行場として建設に着手され、昭和20年5月に滑走路が完成しました。終戦によって昭和20年10月に米軍により接收され、その後米軍管理の下で板付基地として運営されました。

その過程において、飛行場・基地の拡張用地として、旧陸軍、米軍による民有地の強制接収が行われましたが、それが現在の福岡空港に多数の民有地が存在することの源流となっています。民有地の所有者は、昭和46年7月には国を相手取り、「土地明渡し請求訴訟」を起こしましたが、同年11月国との間で、「福岡空港用地に関する覚書」の締結がなされ、提訴を取り下げました。

昭和47年3月、米軍板付基地は我が国に返還され、福岡空港として運輸省に引き継がれました。

民有地については、同年6月に「土地賃貸借契約書」及び「協定書」が締結され、現在まで国が地権者から賃貸する状況が続いています。

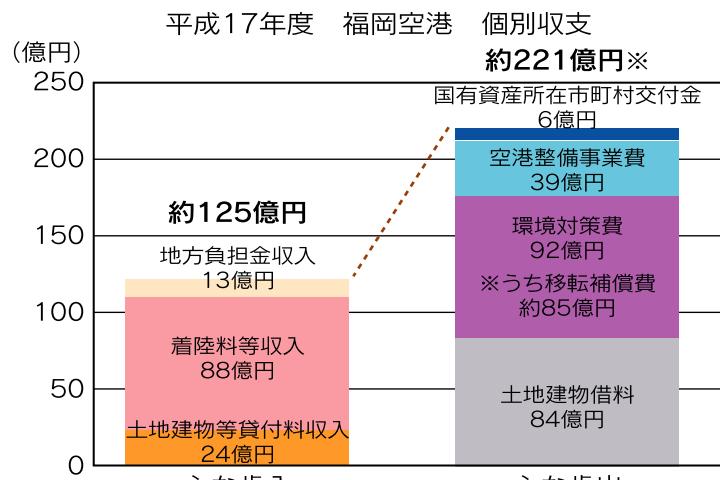
民有地の状況

福岡空港の告示面積は353ha(うち、自衛隊使用部分9.4ha、米軍使用部分2.2ha)です。平成18年現在の国有地は237haであり、民有地109ha及び福岡市有地7haを借地しています。民間から有償で提供していただいている空港用地の借地料として平成18年度は約84億円(民有地:約80億円、市有地:約4億円)を支払っています。

福岡空港の個別収支

福岡空港の平成17年度の個別収支は、国内空港全体の共通的な経費を除いても歳出が歳入を上回る状況でした。

主な歳出の環境対策費は、騒音区域内の移転補償や防音工事にかかる費用です。平成17年度では、環境対策費全体で約92億円、そのうち約85億円程度が移転補償費です。また、過去5年間の平均では年間の環境対策費全体で約60億円、うち移転補償費が約53億円／年になります。



※歳出は上記の他に空港別に区分できていない共通的な経費
(空港整備特別会計全体で1,266億円)があります。